

桜川市から転出される方へ

※下記の内容にご注意の上、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。※

- ◎新しい住所に住み始めた日から **14 日以内** に新住所地で転入届をしてください。
- ◎転入届を出される際には、**転出証明書**と**本人確認書類**（マイナンバーカード、運転免許証等）をお持ちください。
- ◎転出証明書に記載してある転出予定日や転出先を変更した場合でも、お渡しした転出証明書を新しい住所地に提出して、変更したことを申し出てください。
- ◎都合により転出を取りやめるときは、必ず転出証明書持参の上、桜川市にて転出取り消しの手続きをしてください。
- ◎新住所地での手続きの詳細は、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

◆マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ

- ◎ 転入の手続きには必ずマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちください。**カードが転出証明書の代わりになります。**同一世帯で複数の方がカードを所持している場合は、全員分のカードを一緒にお持ちください。
- ◎ 転入先の市区町村で継続利用のお手続きをすることで、カードを引き続きご利用いただけます。継続利用の手続きを行うためには、マイナンバーカードの暗証番号（数字 4 桁）の入力が必要です。
- ◎ お引越しをした日（異動日）から 14 日以内に転入届のお手続きをお願い致します。
転入届を出さず、**転出予定日から 30 日以上経過した場合、カードの有効期間内であっても失効してしまいます。**

◆マイナンバーカードを申込み中の方へ

桜川市から転出されたことにより、**お申し込みは無効**となります。転入後に新住所地にてお申し込みください。

◆転出に伴う主な手続き

対象となる方	担当	桜川市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録 をしている方	市民課 総合窓口課	転出（予定）日を持って登録廃止となります。印鑑登録証（カード）をお返してください。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
国民健康保険 に加入している方	国保年金課 総合窓口課	転出（予定）日をもって資格がなくなりますので、国民健康保険証をお返してください。転出後に桜川市の保険証を使うと医療費を返還していただくことになります。	新たに加入手続きをしてください。
国民年金 に加入中の方		手続きはありません。	住所変更の手続きをしてください。
マル福 を受給している方 (妊産婦、乳幼児、父 子・母子家庭、重度心 身障害者)		受給証返却の手続きをしてください。 県内の市町村へ転出される方は、「交付 状況証明書」の交付申請をしてください。	県内の市町村へ転出される方は、新たに 申請手続きをしてください。 県外へ転出される方は、市町村によって 制度が異なりますので、新住所地にてご確 認ください。
後期高齢者医療 を受給している方		窓口へ喪失の届出をし、被保険者の返却 と、「負担区分等証明書」の交付申請をして ください。	新たに申請してください。
原動機付自転車・ 小型特殊自動車 をお持ちの方	税務課 総合窓口課	廃車の手続きをしてください。	所有される場合には、登録手続きをして ください。

対象となる方	担当	桜川市での手続き	新住所地での手続き	
軽自動車等 をお持ちの方	税務課 総合窓口課	住所変更等について、車種により下記へお問い合わせください。 * 軽自動車 : 軽自動車検査協会土浦支所 (050-3816-3106) * 軽二輪・自動二輪 : 土浦自動車検査登録事務所 (050-5540-2018)		
児童扶養手当 を受けている方	児童福祉課 総合窓口課	住所変更の手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。	
児童手当 を受けている方		児童手当消滅届を提出してください。未申告の方は、本年1月1日時点にお住まいの市町村で所得の申請をしてください。	15日以内に請求をしてください。	
要介護等の認定 を受けている方	介護保険課 総合窓口課	被保険者証、負担限度額認定証をお持ちの方は、お返しください。 「介護保険受給資格証明書」の交付申請をしてください。	14日以内に新たに申請してください。	
上記以外の 65歳以上の方		被保険者証をお返しください。	新たに加入手続きをしてください。	
身体障害者手帳 をお持ちの方	社会福祉課 総合窓口課	そのまま転入先にお持ちください。	住所変更の手続きをしてください。	
療育手帳 をお持ちの方			県内の市町村へ転出される方は、住所変更の手続きをしてください。 県外へ転出される方は、新たに申請してください。新しい手帳交付の際、旧手帳は返還となります。	
精神保健福祉手帳 をお持ちの方			県内の市町村へ転出される方は、住所変更の手続きをしてください。 県外へ転出される方は、新たに申請してください。	
自立支援医療 (精神通院) を受けている方				
自立支援医療 (更生医療・育成医療) を受けている方			自立支援医療受給者証をお返しください。	新たに申請してください。
障害福祉サービス を受けている方			サービス受給者証を転入先へお持ちください。	新たに申請してください。
特別児童扶養手当 を受けている方			受給者が変更になる方は、資格喪失届を提出してください。 受給者が同じ方は、証書を持参し、転入先で手続きをしてください。	受給者が変更になる方は、新たに申請してください。 受給者が同じ方は、証書を持参し、住所変更の手続きをしてください。
特別障害者手当 障害児童福祉手当 経過的福祉手当 を受けている方		転入先で手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。	
在宅障害児福祉手当 を受けている方		資格喪失届を提出してください。	転入先自治体に手当制度の有無をご確認の上、新たに申請してください。	
公立小中学校の 転校手続き	学校教育課	在学していた学校から「在学証明書」「教科書給与証明書」を受領してください。桜川市での手続きはありません。	教育委員会の案内に従ってください。	

※国外へ転出される方も、転出の手続きが必要です。ただし、転出証明書は発行されません。

帰国後、転入の手続きをされる際には、パスポート・戸籍謄本・戸籍の附票が必要です。

※その他、上下水道、飼い犬の登録変更等は、各課へお問い合わせください。